

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年五月十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第十五号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県議会委員会条例（昭和三十一年佐賀県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の文教厚生委員会の項の定数の欄中「一一」を「一〇」に改め、同表の産業委員会の項の定数の欄中「一〇」を「九」に改め、同表の県土整備委員会の項の定数の欄中「一〇」を「九」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第二条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p>			
名称	定数	所管事項	名称
総務委員会	一〇	<p>統括本部に関すること。</p> <p>経営支援本部に関すること。</p> <p>出納局に関すること。</p> <p>選挙管理委員会に関すること。</p> <p>人事委員会に関すること。</p> <p>公安委員会に関すること。</p> <p>監査委員に関すること。</p> <p>他の常任委員会に属しないこと。</p>	総務委員会
文教厚生委員会	一〇	<p>教育委員会に関すること。</p> <p>くらし環境本部に関すること。</p> <p>健康福祉本部に関すること。</p> <p>農林水産商工本部に関すること。</p> <p>東部工業用水道に関すること。</p> <p>労働委員会に関すること。</p> <p>海区漁業調整委員会に関すること。</p> <p>内水面漁場管理委員会に関すること。</p>	文教厚生委員会
産業委員会	九	<p>農林水産商工本部に関すること。</p> <p>東部工業用水道に関すること。</p> <p>労働委員会に関すること。</p> <p>海区漁業調整委員会に関すること。</p> <p>内水面漁場管理委員会に関すること。</p>	産業委員会
県土整備委員会	九	<p>県土づくり本部に関すること。</p> <p>収用委員会に関すること。</p>	県土整備委員会
名称	定数	所管事項	名称
総務委員会	一〇	<p>統括本部に関すること。</p> <p>経営支援本部に関すること。</p> <p>出納局に関すること。</p> <p>選挙管理委員会に関すること。</p> <p>人事委員会に関すること。</p> <p>公安委員会に関すること。</p> <p>監査委員に関すること。</p> <p>他の常任委員会に属しないこと。</p>	総務委員会
文教厚生委員会	一〇	<p>教育委員会に関すること。</p> <p>くらし環境本部に関すること。</p> <p>健康福祉本部に関すること。</p> <p>農林水産商工本部に関すること。</p> <p>東部工業用水道に関すること。</p> <p>労働委員会に関すること。</p> <p>海区漁業調整委員会に関すること。</p> <p>内水面漁場管理委員会に関すること。</p>	文教厚生委員会
産業委員会	一〇	<p>農林水産商工本部に関すること。</p> <p>東部工業用水道に関すること。</p> <p>労働委員会に関すること。</p> <p>海区漁業調整委員会に関すること。</p> <p>内水面漁場管理委員会に関すること。</p>	産業委員会
県土整備委員会	一〇	<p>県土づくり本部に関すること。</p> <p>収用委員会に関すること。</p>	県土整備委員会